

## 第 4 次和歌山市地域福祉計画の骨子（案）

## I. 計画の基本的事項

## 1. 計画策定の趣旨

●地域共生社会の実現と地域福祉計画

- ・地域福祉計画は、これまでの地域福祉や地域福祉計画にかかわる取り組み等をもとにしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として改定する必要があります。地域共生社会の実現に向けて、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要です。
- ・地域共生社会の実現に向けては、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造、という5つの視点を重視しながら、地域福祉計画も改定されることが重要です。
- ・介護、障害者支援、子育てなど、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、「人」と「資源」の力を結び合わせて、分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度のはざまをどのように解決していくかという視点が必要です。
- ・社会的孤立や社会的排除といった課題を踏まえながら、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが必要です。これは地域福祉推進の目的と共通するものであり、地域のつながりづくりの視点も重要です。
- ・地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続性を高めていくことが必要であり、地域福祉計画の改定においても、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題をあらためて共有し、地域創生の取り組みを結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりをすすめる視点が重要です。

●地域生活課題の考え方

- ・地域福祉計画の改定にあたっては、複雑化・複合化している地域生活課題を把握することになります。今後の計画策定における地域生活課題等の把握・分析においては、今日の経済・社会全体の状況等を背景とするそれぞれの地域生活課題を幅広い視点と方法等により把握・分析し、地域福祉計画がターゲットとする地域生活課題を明確化・焦点化する視点が必要です。

●包括的な支援体制の整備

- ・包括的な支援体制の整備は、地域福祉の推進にかかる市町村の責務を具体化・明確化することにもつながるものであり、地域福祉計画に盛り込むことが推奨されます。
- ・改正社会福祉法にもとづく「包括的な支援体制の整備」にあたっては、地域包括ケアや生活困窮者自立支援などの既存施策から、全世代・全対象型の包括的な支援体制に展開していくか、具体的な方策を検討し、地域福祉計画に明記するなどの具体化が必要です。

## ●計画化の意義

- ・改正社会福祉法により、①「国及び地方公共団体」の責務（法第6条第2項）が規定されたことにより、②「地域住民」、③「社会福祉を目的とする事業を営業者」、④「社会福祉に関する活動を行う者」と相互に協力するため、4つの主体が協働して地域福祉の推進に努めなければならないことになりました。
- ・地域福祉計画により、地域福祉の推進に向けた目標とともに、自治体と地域住民等の役割や責務を具体化することなどによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための包括的な支援体制の整備など、目指す地域の実現に向けた地域福祉の推進が図られます。

## 2. 計画の位置づけ

- ・本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。
- ・和歌山市の福祉を推進するうえでの基本的な方向性を定め、総合計画や分野別計画等と連携して、地域福祉計画を推進します。

## 3. 計画の策定方法

- ・和歌山市地域福祉計画推進協議会における協議
- ・地域福祉に関するアンケート調査やヒアリングの実施
- ・「地域の絆づくり交流会」の開催
- ・「活動事例集」の作成
- ・パブリックコメントの実施

## 4. 計画の期間

- ・令和2年度～6年度までの、5年間の計画として策定します。

## 5. 計画の内容

- ・検討中（次回の協議会で協議する「素案」の中で示します）

## 6. 計画の推進方法

- ・検討中（次回の協議会で協議する「素案」の中で示します）

## Ⅱ. 地域福祉の基本的な考え方

### 1. 基本理念

- ・本計画においても、これまでの基本理念を踏襲し、「お互いを尊重し、支えあう“元気な福祉のまち”を、わたしたちの“参加と協働”で創出します」とします。
- ・第5次和歌山市長期総合計画のめざすべき将来都市像である「きらり 輝く 元気な和歌山市」を地域福祉の視点で推進するため、お互いを尊重し、ともに支えあって“元気な福祉のまち”を実現するよう、市民、団体、事業者、市・関係機関等の“参加と協働”による取り組みを推進します。

### 2. 基本目標

- ・本計画においても、これまでの基本目標を踏襲し、「① 地域での生活を支えるサービスや活動を充実します」、「② 地域福祉の担い手と協働のしくみを広げます」、「③ 安全で快適に暮らせる地域の環境をつくりまします」とします。

①地域での生活を支えるサービスや活動を充実します：地域での生活や子育てでの“困りごと”を予防するとともに、早期に発見して解決できるよう、「公」と「民」のさまざまな事業や活動を充実するとともに、それぞれの良さを活かして協働し、多様なニーズに効果的に対応する取り組みをすすめます。

②地域福祉の担い手と協働のしくみを広げます：多くの人々の“参加と協働”で地域福祉をすすめていくように、地域福祉を理解し、活動や仕事として担う人を増やします。また、さまざまな人々や団体などが協議していくためのネットワークを充実します。

③安全で快適に暮らせる地域の環境をつくりまします：地域福祉の取り組みを効果的に推進するためにも、人々のつながりがあり、安全で快適に暮らせる生活環境の整備を推進します。

### 3. 各々の主体の「役割分担」の考え方

- ・市民、団体、事業者、市・関係機関等が、それぞれの特長を活かして協働し、和歌山市の地域福祉全体を効果的に推進していくよう、つぎのような「役割分担」を基本とし、一人ひとりが“したいこと・できること”を考えて取り組んでいきます。

①市民：地域福祉を自分自身に関わることと見え、健康でいきいき暮らせるように心がけるとともに、それぞれができることを活かし、身近なところで支えあいます。

②団体・事業者：それぞれの役割を一層発揮するとともに、お互いに協力して、地域での生活や子育てを支える活動・事業を効果的に推進します。

③市・関係機関：市民・団体・事業者等の取り組みを支援し、連携しながら、市民の生活課題を解決するために、公的な役割に基づく事業や基盤づくりなどを推進します。

#### 4. 取り組みをすすめる「エリア」の考え方

地域での生活に密着し、地域に根ざした取り組みをすすめていくよう、単位自治会や地区などの身近な地域を基盤としつつ、複雑な課題への対応などは広がりのあるエリアで専門的に展開しながら、各エリアが重層的に連携し、和歌山市全体の地域福祉を着実に推進していきます。

- ①**単位自治会**：もっとも身近なエリアとして、日常的なつながりづくりや見守り、支えあいの活動などを推進します。
- ②**地区（支所・連絡所の圏域）**：地域福祉活動をすすめるうえでの中心的なエリアとして、地域福祉に関わる団体や事業者等が連携し、地域の課題に応じた活動を推進します。ひとつの地区だけでは解決できない課題などには、複数の地区が協力し、専門機関等とも連携して取り組んでいきます。
- ③**市全体**：各エリアの課題を集約し、市の施策として実施したり、地域の取り組みへの専門的な支援を推進します。

### **Ⅲ. 地域福祉をとりまく現状と課題**

※第3次計画では「資料」として掲載

#### **1. 人口・世帯の状況**

- ・人口の推移
- ・年齢別割合の推移
- ・世帯数の推移
- ・高齢者世帯の推移
- ・合計特殊出生率の推移
- ・地区別人口・世帯数

#### **2. 要支援者等の状況**

- ・要介護認定者数の推移
- ・身体障害者手帳所持者数の推移
- ・療育手帳所持者数の推移
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移
- ・児童扶養手当受給者数の推移
- ・生活保護世帯数等の推移
- ・児童虐待対応件数の推移
- ・家庭内暴力（DV）相談件数の推移

#### **3. ボランティア・NPO法人の状況**

- ・市登録ボランティアの推移
- ・ボランティア連絡会登録件数の推移
- ・和歌山市に主たる事務所を置くNPO法人の推移

#### **4. 地域福祉に関するアンケート調査やヒアリング調査の結果概要**

- ・地域福祉団体及び福祉の相談窓口へのアンケート調査
- ・地域の居場所や福祉の相談窓口の利用者へのアンケート調査
- ・小学生アンケート調査
- ・第4次和歌山市地域福祉計画策定に係る福祉施設及びNPO団体ヒアリング調査
- ・地域の絆づくり交流会

#### **5. 課題の整理**

- ・各種統計データ及び調査結果を踏まえて、和歌山市が抱えている課題を整理します。

#### IV. 取り組みの方向

・検討中（各項目で取り組む内容については、次回の協議会で協議する「素案」の中で示します）

1. 地域での生活を支えるサービスや活動を充実します
  - (1) “困りごと” に気づき、支援につながります
  - (2) 多様な“困りごと” に対応したサービスや活動をすすめます
  - (3) 権利をまもり、暮らしを高めます
  - (4) 健康や生きがいをづくりをすすめます
  
2. 地域福祉の担い手と協働のしくみを広げます
  - (5) 地域福祉への理解をすすめます
  - (6) 地域福祉の担い手を増やします
  - (7) 地域福祉活動への支援を充実します
  - (8) 地域福祉をすすめるネットワークを広げます
  
3. 安全で快適に暮らせる地域の環境をつくります
  - (9) 地域のつながりを強くします
  - (10) 快適な生活環境をつくります
  - (11) 安全に暮らせる地域をつくります

## V. 先導的に取り組む事項

- ・検討中（各項目で取り組む内容については、次回の協議会で協議する「素案」の中で示します）

### 【アクション1】身近な地域でだれもが参加できる活動の推進

《プログラム A》地域での話しあいや学習の推進

- ①地域福祉の話しあいを支援する体制づくり
- ②地域福祉に関する学習会の推進

《プログラム B》災害時に支援が必要な人を支える取り組み

- ①災害時に支援が必要な人の支援体制づくり
- ②平時からのつながりづくりや支えあいの推進

### 【アクション2】さまざまな“困りごと”を支えるしくみづくり

《プログラム C》困りごとを抱えた人への支援の推進

- ①生活困窮者への支援の推進
- ②日常生活上の判断に不安のある人への支援の推進
- ③就労に困難を抱えた人への支援の推進

《プログラム D》身近な相談窓口とネットワークの充実

- ①身近なところで相談を受ける体制の充実
- ②相談窓口等のネットワークの充実

### 【アクション3】地域福祉を支える基盤整備の充実

《プログラム E》協働事業の担い手の養成

- ①地域福祉の担い手の養成
- ②多様な協働事業の担い手づくりの推進

《プログラム F》担い手や活動を支える体制の充実

- ①地域におけるコーディネート機能の充実
- ②地域福祉を支えるネットワークづくりの推進

先導的に取り組む事項

第3次（平成27年度～平成31年度・令和元年度）	第4次（令和2年度～令和6年度）
<p>【アクション1】身近な地域でだれもが参加できる活動の推進 《プログラム A》地域での学習や話しあいの推進</p> <p>① 地域福祉に関する学習会・懇談会の推進 ② 地域福祉の学習や話しあいを支援する体制づくり</p> <p>《プログラム B》災害時に支援が必要な人を支える取り組み</p> <p>① 災害時に支援が必要な人の支援体制づくり ② 平時からのつながりづくりや支えあいの推進</p>	<p>【アクション1】身近な地域でだれもが参加できる活動の推進 《プログラム A》<b>地域での話しあいや学習の推進</b></p> <p>① <b>地域福祉の話しあいを支援する体制づくり</b> ・話しあいの場の開催支援（<b>新規 a</b>）</p> <p>② <b>地域福祉に関する学習会の推進</b> ・学習活動を基盤にした地域づくりの推進 ・地域ぐるみの学習活動の推進</p> <p>《プログラム B》災害時に支援が必要な人を支える取り組み</p> <p>① 災害時に支援が必要な人の支援体制づくり ・災害時要援護者名簿の推進 ・災害ボランティアセンターの体制づくり</p> <p>② 平時からのつながりづくりや支えあいの推進 ・地域防災力の充実・強化（自主防災活動に対する支援） ・自主防災組織の育成（防災知識の普及啓発） ・<b>身近な地域での支えあい・見守りのネットワークの推進（新規 b）</b></p>
<p>【アクション2】さまざまな“困りごと”を支えるしくみづくり 《プログラム C》生活困窮者への支援の推進</p> <p>① 生活困窮者への相談支援等の推 ② 地域と連携したニーズ把握の推進 ③ 寄り添う支援の推進</p> <p>《プログラム D》身近な相談窓口とネットワークの充実</p> <p>① 身近なところで相談を受ける体制の充実 ② 相談窓口等のネットワークの充実 ③ コミュニティソーシャルワーク機能の検討</p>	<p>【アクション2】さまざまな“困りごと”を支えるしくみづくり 《プログラム C》<b>困りごとを抱えた人への支援の推進</b></p> <p>① 生活困窮者への支援の推進 ・生活困窮者自立支援事業の実施</p> <p>② <b>日常生活上の判断に不安のある人への支援の推進</b> ・市民後見人等の育成や活動支援の推進（<b>新規 c</b>） ・権利擁護の推進（<b>新規 d</b>）</p> <p>③ <b>就労に困難を抱えた人への支援の推進（新規 e）</b></p> <p>《プログラム D》身近な相談窓口とネットワークの充実</p> <p>① 身近なところで相談を受ける体制の充実 ・生活困窮者自立支援（出張窓口の充実） ・市社会福祉協議会の相談窓口の充実 ・民生委員・児童委員との連携 ・老人クラブとの連携</p> <p>② 相談窓口等のネットワークの充実 ・高齢者福祉分野の身近な相談窓口とネットワークの充実 ・障害者福祉分野の身近な相談窓口とネットワークの充実 ・子育て分野の身近な相談窓口とネットワークの充実 ・保健分野の身近な相談窓口とネットワークの充実 ・社会福祉協議会のネットワークの充実</p>
<p>【アクション3】地域福祉の多様な担い手づくり 《プログラム E》協働事業の担い手の養成</p> <p>① 介護予防事業の担い手づくりの推進 ② 多様な協働事業の担い手づくりの推進</p> <p>《プログラム F》担い手や活動を支える体制の充実</p> <p>① コミュニティワーク機能の充実</p>	<p>【アクション3】<b>地域福祉を支える基盤整備の推進</b> 《プログラム E》協働事業の担い手の養成</p> <p>① 地域福祉の担い手の養成 ・福祉教育、福祉体験の推進（<b>新規 f</b>） ・地域福祉活動のリーダー向け養成講座の開催（<b>新規 g</b>）</p> <p>② 多様な協働事業の担い手づくりの推進 ・介護支援ボランティアの養成 ・ボランティア人材の発掘と育成</p> <p>《プログラム F》担い手や活動を支える体制の充実</p> <p>① <b>地域におけるコーディネーター機能の充実</b> ・生活支援サービスの充実 ・地域ケア会議の充実 ・「我が事・丸ごと」の地域づくり（<b>新規 h</b>）</p> <p>② <b>地域福祉を支えるネットワークづくりの推進</b> ・地域での活動拠点づくりの推進（<b>新規 i</b>） ・地域・市・専門機関のネットワークづくりの推進（<b>新規 j</b>）</p>

11の取り組みの柱

第3次（平成27年度～平成31年度・令和元年度）	第4次（令和2年度～令和6年度）
<p>(1) “困りごと” に気づき、支援につながります 市が取り組むこと</p> <p>① 一人ひとりの気づきをすすめます *福祉に関する情報提供の充実 [1] *学習や話しあいの機会の充実 [2]</p> <p>② 地域の“困りごと” を発見します *見守り・声かけ活動の推進 [3] *ニーズ把握の取り組みの推進 [4]</p> <p>③ 気軽に相談できるしくみを充実します *相談窓口とネットワークの充実 [5] *地域での相談活動の推進 [6]</p> <p>④ サービスの利用を促進します *情報提供と呼びかけの充実 [7] *利用を促進する取り組みの充実 [8] *利用しやすいサービスづくりの推進 [9]</p>	<p>(1) “困りごと” に気づき、支援につながります 市が取り組むこと</p> <p>① 一人ひとりの気づきをすすめます *福祉に関する情報提供の充実 [1] *学習や話しあいの機会の充実 [2] ← 《プログラムA》新規 a の内容を追加</p> <p>② 地域の“困りごと” を発見します *見守り・声かけ活動の推進 [3] *ニーズ把握の取り組みの推進 [4]</p> <p>③ 気軽に相談できるしくみを充実します *相談窓口とネットワークの充実 [5] *地域での相談活動の推進 [6]</p> <p>④ サービスの利用を促進します *情報提供と呼びかけの充実 [7] *利用を促進する取り組みの充実 [8] *利用しやすいサービスづくりの推進 [9]</p>
<p>(2) 多様な“困りごと” に対応したサービスや活動をすすめます 市が取り組むこと</p> <p>① 生活を支援するサービスや活動を充実します *ニーズに応じたサービスの提供 [10] *地域福祉活動の推進 [11] *多様なサービスとの連携の推進 [12]</p> <p>② 子育て・子育てを支援します *子育て支援サービスの充実 [13] *子育てしやすい地域づくりの推進 [14]</p> <p>③ 協働での支援をすすめます *さまざまな支援のつながりの推進 [15]</p> <p>④ サービスや活動の質を高めます *事業者等との連携の推進 [16] *情報開示や評価の推進 [17] *苦情対応とサービス改善の推進 [18]</p>	<p>(2) 多様な“困りごと” に対応したサービスや活動をすすめます 市が取り組むこと</p> <p>① 生活を支援するサービスや活動を充実します *ニーズに応じたサービスの提供 [10] *地域福祉活動の推進 [11] *多様なサービスとの連携の推進 [12]</p> <p>② 子育て・子育てを支援します *子育て支援サービスの充実 [13] *子育てしやすい地域づくりの推進 [14]</p> <p>③ 協働での支援をすすめます *さまざまな支援のつながりの推進 [15]</p> <p>④ サービスや活動の質を高めます *事業者等との連携の推進 [16] *情報開示や評価の推進 [17] *苦情対応とサービス改善の推進 [18]</p>
<p>(3) 権利をまもり、暮らしを高めます 市が取り組むこと</p> <p>① 虐待防止や権利擁護を推進します *虐待等の防止と早期発見の推進 [19] *虐待等の解決への支援の充実 [20] *権利擁護支援や後見支援の推進 [21] *社会的障壁の除去に向けた取り組みの推進 [22]</p> <p>② 社会的な孤立による“困りごと” を防ぎます *“寄り添う支援” の推進 [23]</p> <p>③ 就労への支援を推進します *就労支援の充実 [24] *ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの推進 [25]</p> <p>④ 住まいの確保を推進します *公的住宅の充実 [26] *入居に関する支援の充実 [27]</p>	<p>(3) 権利をまもり、暮らしを高めます 市が取り組むこと</p> <p>① 虐待防止や権利擁護を推進します *虐待等の防止と早期発見の推進 [19] *虐待等の解決への支援の充実 [20] *権利擁護支援や後見支援の推進 [21] ← 《プログラムC》新規 c, d の内容を追加</p> <p>② 社会的な孤立による“困りごと” を防ぎます *“寄り添う支援” の推進 [23]</p> <p>③ 就労への支援を推進します *就労支援の充実 [24] ← 《プログラムC》新規 e の内容を追加</p> <p>④ 住まいの確保を推進します *公的住宅の充実 [26] *入居に関する支援の充実 [27]</p>
<p>(4) 健康や生きがいがづくりをすすめます 市が取り組むこと</p> <p>① 健康づくりや地域に密着した医療をすすめます *保健事業や健康づくり事業の充実 [28] *健康づくり活動の推進 [29] *地域医療との連携の充実 [30]</p> <p>② 生きがいがづくりを推進します *生涯学習・スポーツの推進 [31] *多様な活動への参加の促進 [32]</p>	<p>(4) 健康や生きがいがづくりをすすめます 市が取り組むこと</p> <p>① 健康づくりや地域に密着した医療をすすめます *保健事業や健康づくり事業の充実 [28] *健康づくり活動の推進 [29] *地域医療との連携の充実 [30]</p> <p>② 生きがいがづくりを推進します *生涯学習・スポーツの推進 [31] *多様な活動への参加の促進 [32]</p>
<p>(5) 地域福祉への理解をすすめます 市が取り組むこと</p> <p>① 福祉や人権に関する学習を充実します</p>	<p>(5) 地域福祉への理解をすすめます 市が取り組むこと</p> <p>① 福祉や人権に関する学習を充実します</p>

11の取り組みの柱

第3次（平成27年度～平成31年度・令和元年度）	第4次（令和2年度～令和6年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>*福祉教育・人権教育の充実 [33]</li> <li>*地域での学習や話しあいの推進 [34]</li> <li>*男女共同参画の意識づくりの推進 [35]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*福祉教育・人権教育の充実 [33] ← 《プログラムE》新規 f の内容を追加</li> <li>*地域での学習や話しあいの推進 [34]</li> <li>*男女共同参画の意識づくりの推進 [35]</li> </ul>
<p>(6) 地域福祉の担い手を増やします</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉活動への参加をすすめます <ul style="list-style-type: none"> <li>*多様な活動づくりへの支援の充実 [36]</li> <li>*参加のきっかけやつなぎの充実 [37]</li> <li>*参加しやすい環境づくりの推進 [38]</li> </ul> </li> <li>② 福祉の仕事に就く人を増やします <ul style="list-style-type: none"> <li>*福祉の仕事への理解の推進 [39]</li> <li>*人材養成への支援の充実 [40]</li> </ul> </li> </ul>	<p>(6) 地域福祉の担い手を増やします</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉活動への参加をすすめます <ul style="list-style-type: none"> <li>*多様な活動づくりへの支援の充実 [36]</li> <li>*参加のきっかけやつなぎの充実 [37]</li> <li>*参加しやすい環境づくりの推進 [38]</li> </ul> </li> <li>② 福祉の仕事に就く人を増やします <ul style="list-style-type: none"> <li>*福祉の仕事への理解の推進 [39]</li> <li>*人材養成への支援の充実 [40] ← 《プログラムE》新規 g の内容を追加</li> </ul> </li> </ul>
<p>(7) 地域福祉活動への支援を充実します</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 活動への支援を充実します <ul style="list-style-type: none"> <li>*情報発信の充実 [41]</li> <li>*活動への支援の充実 [42]</li> <li>*専門的な支援体制の充実 [43]</li> </ul> </li> <li>② 活動の拠点を増やします <ul style="list-style-type: none"> <li>*多様な施設等の活用の推進 [44]</li> <li>*地域活動の拠点機能の充実 [45]</li> </ul> </li> </ul>	<p>(7) 地域福祉活動への支援を充実します</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 活動への支援を充実します <ul style="list-style-type: none"> <li>*情報発信の充実 [41]</li> <li>*活動への支援の充実 [42]</li> <li>*専門的な支援体制の充実 [43] ← 《プログラムF》新規 h の内容を追加</li> </ul> </li> <li>② 活動の拠点を増やします <ul style="list-style-type: none"> <li>*多様な施設等の活用の推進 [44]</li> <li>*地域活動の拠点機能の充実 [45] ← 《プログラムF》新規 i の内容を追加</li> </ul> </li> </ul>
<p>(8) 地域福祉をすすめるネットワークを広げます</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 多様な主体が連携できる場を充実します <ul style="list-style-type: none"> <li>*全市的なネットワークの充実 [46]</li> <li>*地域での連携の場の充実 [47]</li> </ul> </li> <li>② 協働による活動や事業を推進します <ul style="list-style-type: none"> <li>*協働活動や事業の推進 [48]</li> <li>*行政と市民の協働の推進 [49]</li> </ul> </li> </ul>	<p>(8) 地域福祉をすすめるネットワークを広げます</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 多様な主体が連携できる場を充実します <ul style="list-style-type: none"> <li>*全市的なネットワークの充実 [46] ← 《プログラムF》新規 j の内容を追加</li> <li>*地域での連携の場の充実 [47]</li> </ul> </li> <li>② 協働による活動や事業を推進します <ul style="list-style-type: none"> <li>*協働活動や事業の推進 [48]</li> <li>*行政と市民の協働の推進 [49]</li> </ul> </li> </ul>
<p>(9) 地域のつながりを強くします</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① さまざまな地域活動をすすめます <ul style="list-style-type: none"> <li>*地域組織との連携・支援の充実 [50]</li> <li>*自然を活かした活動の推進 [51]</li> </ul> </li> <li>② 多様な人や団体等の交流やつながりを充実します <ul style="list-style-type: none"> <li>*世代間交流の推進 [52]</li> <li>*支援を要する人のつながりづくりや参加の推進 [53]</li> <li>*地域の団体の連携の推進 [54]</li> </ul> </li> </ul>	<p>(9) 地域のつながりを強くします</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① さまざまな地域活動をすすめます <ul style="list-style-type: none"> <li>*地域組織との連携・支援の充実 [50]</li> <li>*自然を活かした活動の推進 [51]</li> </ul> </li> <li>② 多様な人や団体等の交流やつながりを充実します <ul style="list-style-type: none"> <li>*世代間交流の推進 [52]</li> <li>*支援を要する人のつながりづくりや参加の推進 [53]</li> <li>*地域の団体の連携の推進 [54]</li> </ul> </li> </ul>
<p>(10) 快適な生活環境をつくります</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます <ul style="list-style-type: none"> <li>*住宅のバリアフリー化の推進 [55]</li> <li>*都市施設等の整備の推進 [56]</li> <li>*情報のバリアフリー化の推進 [57]</li> <li>*市民の理解とマナーの向上 [58]</li> </ul> </li> <li>② 移動への支援を充実します <ul style="list-style-type: none"> <li>*公共交通の充実 [59]</li> <li>*移動支援の充実 [60]</li> </ul> </li> </ul>	<p>(10) 快適な生活環境をつくります</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます <ul style="list-style-type: none"> <li>*住宅のバリアフリー化の推進 [55]</li> <li>*都市施設等の整備の推進 [56]</li> <li>*情報のバリアフリー化の推進 [57]</li> <li>*市民の理解とマナーの向上 [58]</li> </ul> </li> <li>② 移動への支援を充実します <ul style="list-style-type: none"> <li>*公共交通の充実 [59]</li> <li>*移動支援の充実 [60]</li> </ul> </li> </ul>
<p>(11) 安全に暮らせる地域をつくります</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害への備えや支えあいをすすめます <ul style="list-style-type: none"> <li>*防災の意識づくりと備えの推進 [61]</li> <li>*要援護者への支援の充実 [62]</li> </ul> </li> <li>② 犯罪や交通事故からの安全を高めます <ul style="list-style-type: none"> <li>*犯罪を防ぐまちづくりの推進 [63]</li> <li>*交通事故の防止の推進 [64]</li> </ul> </li> </ul>	<p>(11) 安全に暮らせる地域をつくります</p> <p>市が取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害への備えや支えあいをすすめます <ul style="list-style-type: none"> <li>*防災の意識づくりと備えの推進 [61] ← 《プログラムB》新規 b の内容を追加</li> <li>*要援護者への支援の充実 [62]</li> </ul> </li> <li>② 犯罪や交通事故からの安全を高めます <ul style="list-style-type: none"> <li>*犯罪を防ぐまちづくりの推進 [63]</li> <li>*交通事故の防止の推進 [64]</li> </ul> </li> </ul>